

第754回教育委員会臨時会会議録

1 招集日時 平成18年11月29日(水)午後1時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，佐々木教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長，矢吹教育次長，佐藤参事兼総務課長，菅原教育企画室長，安井教職員課長，菅原義務教育課長，村上障害児教育室長，今野高校教育課長補佐，氏家施設整備課長，菊地スポーツ健康課長，渥美生涯学習課副参事兼課長補佐
加藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時4分

6 第753回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第754回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 櫻井委員及び小野寺委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」(答申)について

(説明：教育長)

高等学校入学者選抜審議会から11月20日に答申のあった「県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について」御報告申し上げます。

「県立高等学校の通学区域の在り方」については，平成17年7月に高等学校入学者選抜審議会に諮問し，本年7月13日に答申素案が取りまとめられ，その内容については，7月の定例教育委員会で御報告したとおりである。その後，この答申素案に対して県民からの意見を募るパブリックコメントが実施され，128人の方々から様々な御意見が寄せられた。審議会では，これらの意見を参考にしてこれまで検討してきた結果，生徒の学校選択の機会を保障するためには「現在の通学区域については撤廃し，全県一学区とするこ

とが望ましい」とする結論に至り今月20日に答申を受けたものである。

この答申は、7月に取りまとめられた答申素案をほぼ踏襲した内容となっているが、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ一部修正されている。本日は、答申素案から修正された部分を中心に御説明申し上げたいと思う。

はじめに、1ページ、2ページについては、修正はない。

3ページの「(2) 高校教育を取り巻く諸情勢の変化」の中のイの部分であるが、「高校教育の普及と機会均等」の7行目の高校進学率が98.4%から最新の年度の98.5%に数値が修正されている。

次に、4ページを御覧願いたい。中程の「二 生活圏の拡大及び交通網の整備」であるが、より記述の正確性を期すため、「交通網」を「道路交通網」に、その後の文言についても、「時間の経過とともに、総体的に交通の利便性が向上してきた」という意味合いで「時代とともに交通の利便性が向上してきた」という文言に修正されている。また、中程の最後の行になるが、「生徒の移動についても配慮する必要がある」となっていたが、「考慮する必要がある」と文言が修正されている。

大きく修正が加えられたのは、9ページである。9ページの「(3) 見直しの実施に当たって」であるが、表現をより明確化し、具体的な事例を入れるなどして修正されている。ここを全て読み上げたいと思う。

中程の(3)のイの前である。

「このため、県教育委員会においては、通学区域の撤廃に当たって、以下のことについて適切に取り組む必要がある。

イ 魅力ある学校づくりの一層の推進

進学指導の地方拠点形成や特色づくりの取組などを重点的に進め、進学や就職など、生徒の希望する進路が達成される学校づくりや、各学校の伝統や個性を生かし、時代の要請に応じた特色ある学校づくりを積極的に推進し、住民や市町村との連携のもと、地域から信頼される「魅力ある学校づくり」をこれまで以上に推進すべきである。

ロ 生徒が適切に学校を選択できる環境の整備促進

生徒が進路選択を適切にできるよう、中学校と高校間の広域的な連携体制の充実を図るとともに、校内指導体制の整備など中学校における進路指導の充実を図るべきである。

高校の進路情報や体験入学の充実など、高校における学校情報の公開や発信の充実強化を図るべきである。

ハ 制度見直しの十分な周知

新制度の円滑な実施に向けて、実施時期等も含め、生徒、保護者及び関係機関に対して十分に周知を図り、生徒、保護者、学校現場等において不安や混乱を招くことのないよう対応すべきである。

県教育委員会においては、本答申の趣旨を踏まえ、通学区域の見直しを円滑に実施さ

れるよう希望する。」

答申の概要については以上のとおりであるが、答申の内容を補足するために、附属資料が添付されている。答申書の11ページから15ページまでの「答申附属資料1」は「高等学校入学者選抜審議会及び学区制検討小委員会における検討経過について」である。16ページから26ページまでの「答申附属資料2」は昨年11月から今年2月にかけて実施した「県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査結果」である。それから27ページから28ページの「答申附属資料3」については、撤廃という結論に至った検討経過を分かりやすく説明した資料として作成されたものである。29ページから30ページの「答申附属資料4」は、これまでも行われてきた普通科高校における魅力ある学校づくりに関する施策等の現状をとりまとめたものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

なお、本日は、その他の資料として、一枚ものの「答申の概要」と答申書の31ページから33ページにかけて綴った「県立高等学校の通学区域の在り方について」に係るパブリックコメントに対する「高等学校入学者選抜審議会の考え方」についてもお配りしているので、御覧願いたい。

併せて、11月22日付けで、「学区制を考える県民の会」から「高等学校の、さらなる学区の拡大反対と公聴会の開催を求める」2万5千527人分の署名簿が教育長あてに提出されたことも御報告申し上げます。参考に署名簿の写しを添付しているので、御覧願いたい。

- | | |
|--------|--|
| 櫻井委員 | パブリックコメントを128通とさっきおっしゃったが、どのような立場の方からのパブリックコメントが、どの位の割合だったかを教えてほしい。 |
| 教育企画室長 | 意見を提出された方は119名ということ、あと参考意見とした方が9名ということで意見数としては420何件かの意見が出されていたが、今のお尋ねのどういう方からの意見ということであるが、詳しくは当然に氏名とか住所を書いているが、その詳しい集計は取っていない。取っているのは地区毎にどれ位の意見の方がいたかという数は捉えている。 |
| 佐々木委員 | それぞれその地区のある程度の分布が分かったら教えてほしい。 |
| 教育企画室長 | 南部地区が7名、それから中部北、南合わせて95、それから北部が13、それから東部が4というふうな状況である。 |
| 佐々木委員 | その地域性によって意見の内容についての何か特色はあるか。 |
| 教育企画室長 | さらに地域毎の今回色んな分類をしているが、そこまでの分析はしていない。 |
| 委員長 | 今のお話だと中部北と南、つまり仙台の方が圧倒的に多いということである。ほとんどが仙台地区だということである。 |
| 教育企画室長 | パーセンテージにして約76%が中部地区になっている。その他の地域の方々はそんなにコメントを出されていなかったということである。 |

佐々木委員 主なコメントの内容はどのようなものであったか。

教育企画室長 お手元に配付した資料の31ページから33ページに少しまとめた形であるが、12項目位に分類している。

小野寺委員 今日答申をいただいたが、パブリックコメントの結果についてであるが、5ページに「県民等の意識調査」という項目がある。それでここにはパブリックコメントの結果についての記述はない訳であるが、パブリックコメントの扱いとかはあると思うが、要するに私がお伺いしたいのは、パブリックコメントの結果はこの答申全体に反映されているよというふうに受け取ってよるしいか。

教 育 長 先ほど、答申素案から修正を加えたということをお説明申し上げたが、パブリックコメントにおける意見を踏まえて修正ということである。

小野寺委員 そうすると、パブリックコメントという字句は1ページのところにしか出ていないような気がするが、急いで見たのでその辺精査はしていないが、確認するとパブリックコメントの結果も答申全体に反映されているよというふうに受け取ってよるしい訳か。了解した。

櫻井委員 先ほどの質問の続きであるが、私はパブリックコメントの誰が出したかということを知りたいのではなくて、例えば保護者が心配してこういう意見を述べているのか、それとも実際働いている教職員が意見を述べているのか、その職業まで書いてパブリックコメントを出す方が全てだとは思わないが、印象として構わないので分かる範囲内でどういう方々がこういうパブリックコメントを出していると受け取っているのか、それを伺いたいと思う。

教育企画室長 まず、パブリックコメントを実施する上での県の要項がある。その要項に則って今回もやっており、その要項によると意見を出す方の所定の様式がある。項目的には住所、それから氏名、電話番号、男女の別、年齢は必ず記入してくださいということをお願いしており、従って情報としては、そういった職業とか、あるいは主婦の方なのか保護者の方なのか、といった項目はない訳で、文面を見れば「私は保護者ですけど」といった文面も中にはあったかと思うが、しかし全体的な流れとしては把握までには至っていないということである。

山田委員 「魅力ある学校づくりの一層の推進」という言葉もあるが、男女共学化が現在進行形で動いている。魅力ある学校づくりとの関連性というのがここに繋がる部分も非常に大きいと思う。例えば見直しを進めていく中で実施時期とか色々と兼ね合いが出てきて、既に男女共学されているところ、これからするところと、色々と出てくるかと思うが、その辺の共学化との議論とか、その辺の意見というものがこの審議会の中であったのかどうかお聞かせいただきたいと思う。

教育企画室長 まず、この答申の中でどのような方向に持っていくかという形で議論をさ

れて、結論としてこの答申の中に入っているが、実施時期等については、審議会の中では具体的な方向性は示されていない。しかし、議論の中では、今委員おっしゃったとおり実施するに当たっては男女共学化の関連とかというのも意見が出ており、この辺は考慮しながら見直しをしないといけないと、特に、3%枠の拡大とその撤廃というふうな中間答申以降の議論の中で男女共学化の時期といったのも議論として出て、最終的に結論としては撤廃というふうなことになったということである。

委員 長 今の質問に関連してであるが、周知期間が非常に大事であるということが答申の中に書いてある。それからいつからやるのかということも今後明確に検討しろということも書いてある。その辺のところは、共学についてはスケジュールどおり進行している最中であるので、そういうことを含めて学区の在り方を検討すべきではないかなあと私は思う。

小野寺委員 この学区見直しの問題は私は非常に幅広く大きな影響を及ぼす問題だと思っている。だからパブリックコメント、意識調査を見ても賛否両論がある訳で、しかるべき手続で、手順でこれから慎重に審議しなければいけないと思っている。それでこの答申を前に戻すようであるが、1~2ちょっと教えていただきたいことがある。3%の問題についてお尋ねする。中間答申の時に、いわゆる全県一学区と現在の3%枠の拡大、それが両論併記されていた。そしてその後、パブリックコメント等も踏まえていわゆる全県一区の答申を出された訳である。その辺の経緯について教えていただきたいということと、それから前にいただいた資料で見たが、3%枠を30%~40%に拡大することは撤廃と同じなんだよと、そういうふうな表記があったが、その辺りについてこれから審議していく上で大事なことだと思うので、教えていただけないか。お願いする。

教 育 長 中間報告では確かに通学区域の拡大と撤廃の両論併記であった。資料の28ページをお開きいただきたいと思う。中間報告以降の経過の説明であるが、最初の3月の中間報告では3%枠の拡大と通学区域の撤廃について両論併記され、これを比較して検討した結果、表の中に載せているが、3%枠を拡大する場合というようなことで検討した結果、「5%から10%程度に拡大する場合、生徒にとっても、心理的制約が相当程度残る。」というようなこと、それから「20%から30%程度に拡大する場合でも、生徒の選択の幅が広がるが、それでも生徒にとっては心理的制約が残る。」というようなこと、「また、県立高校の男女共学化、あるいは中部南地区・北地区間の調整措置との関連から、仙台圏の生徒にとっては、ちょっと複雑で分かりにくい制度となる。」と、それから先ほどお話の「30%から40%程度に拡大する場合、実質的に通学区域の撤廃と同じ効果となる。」ということ、「枠があるということ自体が、学校間の切磋琢磨による学校の活性化を妨げる大

きな要因となる。」と、3%枠を拡大する場合、こういった問題点なり課題があるということである。それから右側である。通学区域を撤廃する場合、「生徒の選択肢が広がってよい。これからは、生徒の希望を重視すべきである。」、それから「地区外からの多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化や、魅力ある学校づくりをより一層促すためには、3%枠の拡大よりも、撤廃の方が最も効果的である。」、「各地域の高校の進学実績なども着実に向上しており、高校の魅力づくりをより一層進めれば、学区を撤廃しても大きな問題はない。」、「周知期間をきちんと設けることにより、スムーズな制度移行は可能である。」と、そういった両方比較検討した結果、最終的には通学区域の撤廃が望ましいという結論に至っている。あと30%ないし40%に拡大する場合、実質的に通学区域の撤廃と同じ効果となっていることについては室長から答えさせる。

教育企画室長 枠を拡大する場合の議論があって、ここに書いてあるとおり30~40程度であると実質的に撤廃と同じ効果であるというふうな御意見があった。実際に実証データから持ってきた訳ではないが、この裏付けとなったものが今ある総合学科とか、それから普通科の中でも理数科といった全県学区になっているこういった学校の実態を調査し、そういったデータなどから30あるいは40位になると実質的には撤廃と同じ位になるんじゃないかという意見になったやに聞いている。

小野寺委員 なかなか裏付けというのは難しいと思うが、今の室長さんのお答えでは全県学区となっている総合学科辺りのデータを持ってきたということか。

委員 長 私もこの答申を読んでいて今小野寺委員が言ったようなことを聞こうかなあと思っていた。それから答申の内容について細かいことであるが、一つ聞きたいと思う。3%枠の拡大を選択した場合に、中部南・北地区間の調整措置というのは、いったいどんな調整措置なのかなあとということが、ちょっと理解できなかった。

教 育 長 28ページの(注2)で、一番下に書いてあるが、中部北地区に住所を有する女子が中部南地区にある女子校の定員の25%、共学校の定員の10%まで通学できるとする調整措置である。要するに北地区の女子生徒に対して南にも行けますよということである。

小野寺委員 いわゆる3%枠の使用というのは、これは確かに私も現場にいてなかなか使えない。勇気がいる。それからもう一つは調整とあるが、この3%とこのいわゆる仙台の調整があるので今の制度は複雑で分かりにくいよということが答申に出ている。3%については私はそのとおりだと思う。それから調整ということについては、私も調整措置というのか、これについてはよく分からなかったところがある。それでこれは実際的な運用というのはどのようになっているのか。南地区にある女子校の25%、それから共学校の定員の

10%までいいんですよというこれが中身か。この辺りはデータはないのか。これは難しいことなのか。

矢吹次長 実際は相当使われている。

教育企画室長 どのような活用状況かを取ったデータがある。13年度から5か年位の平均を取って見たところであるが、出願者ベースでは大体90%の利用になっている。男女別学で25%行ける、あるいは共学で10%ということであるが、出願者ベースでは90%、ただ全員が合格するという訳ではないので、合格者ベースであると53%、半分強位が利用されているというのが実態である。

矢吹次長 補足させていただくと、調整措置で今までは学区が決まっていたのでできた訳であるが、これが男女共学が始まるとその年その年でパーセンテージを変えていかなければならない。計算が非常に難しい。毎年パーセンテージを変えなくてはいけない状況にも陥る。それではととても分かりにくい部分が出るということでの意見があった。

佐々木委員 審議会の中でこのような答申が出されたが、答申の結果はこのようなものだということはある程度分かったが、この答申の中で懸念される問題点というようなものがいくつか出ていたのではないかと思う。審議会としてそのようなことがあったらどのようなことが懸念事項として挙がっていたかを教えていただきたい。

教育長 懸念事項としては、答申の9ページを御覧いただきたい。9ページの(3)の「見直しの実施に当たって」ということで、(3)の3行目であるが、「通学区域の撤廃については、特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長につながりやすいとする指摘がある。このほか、遠距離通学、地域と高校のつながり、私立学校との協調などにも十分配慮する必要がある。」これが懸念事項ということになる。

佐々木委員 そうすると、先程山田委員からもお話があったように「魅力ある学校づくりの一層の推進」という項目、これが大変重要になってくるのではないかとと思われる。これまで進めてきたと言われている男女一律共学化というような問題を一方で進めていくと、折角あったこれまでの、例えば非常に特色ある学校、校風、それから伝統、個性、こういうものをみんな一律化するというようなことと並行していくということは大変実施の上でも何か大きな矛盾があるような気が私はする。私自身は県の何処からでも通えるというのはやはりそれぞれの希望を叶えるということでもいいことかもしれないとは思っているが、一方で例えば一律共学化してしまうというようなことが行われていると、その伝統や個性、学校の特色というものを均していくということと何か一致しないように私には思われる。例えば一律共学化してしまっ、そして何処からでも通えるとなった場合に、各学校の出せるその特色というのはど

のようなものが出てくるのかということ，また，新しく作り直していかなければならない，折角，今まである色々な特色を，一方ではない状態にしながら，そして一方では特色づくりというような矛盾するようなことを言っているように私は思うが，如何か。

教 育 長 特色ある学校づくりについては，29ページにも掲げているとおりこれまでも取り組んでいるが，答申にもあるとおり魅力ある高校づくりに取り組むという審議会の方向性が打ち出されているので，県教委としても積極的に魅力ある高校づくりについては是非進めて参りたいと思っている。魅力があるというのは，伝統，学校の個性ということ，あるいは教育課程であるとか，それから部活動であるとか，色々学校の特色はあると思う。それはそれぞれ学校の中で考えて特色を出して生徒にできるだけ選択してもらおうようなそういう情報提供などをやるというようなことが必要かと思う。

委 員 長 私から言わせると，この特色ある学校というよりも，それは大事であるが，その地域も含めて今生徒さん達は，どういう学校が品質が高いかとか，そういうことを考えて，それに向かってやっていくのが普通の考え方だと思うが違うか。伝統とかそういうのは勿論大事であるが，それだけで食ってはいけない。これから生き延びていくためにはどんな学校が高品質な学校であるかということをやっぱり真剣に考えていかなければならない。それこそ総理の言葉ではないが美しい国なんていうのは何か分からないが，こんなことを考えていると思う。未来志向であるということ，そういうことを考えていかなければ駄目だと思う。生徒のことを考えてやらないと，これから来る人のための，我々というか，私も含めて年寄りもうあんまりそんなことは言えない。これからの人達のための学校というものを考えなければならぬ，それを痛切に感じている。

鈴木次長 今のお話の関連であるが，この答申の附属資料の中にも，17ページに子どもたちの意見を聞いたデータがある。今佐々木委員のおっしゃった話というのは，以前この共学化を議論する時にも，あとは二高の調整会議でもそういう話は出た。そういう話も踏まえて教育委員会としてはそういう結論を出したということではある。関連してであるが，例えば，17ページの中学生や保護者の高校を選択する際にどんな考え方で選ぶかというデータを取ったものがある。それを御覧いただくと，圧倒的に多いのが「自宅から無理なく通える高校」であるとか，あるいは「進学や就職など自分の希望に合う高校」というのが圧倒的に多くて，今お話のあった，確かにそういう御意見はあると思うが，それはそこを御覧いただくと分かるように，中学生では例えば4%台位が校風とか伝統という特色ということで答えているが，データとしてもこういうのがあるということもちょっと参考までに申し上げておきたいと思う。

小野寺委員 通学区域が撤廃されれば、高校間の切磋琢磨が促されるんだよというような効果も記述されている。何となく分かるような気もするが、いわゆる各高校間の切磋琢磨が期待されるということについて、何か参考の事柄がないか。こういう形で、こういうことで切磋琢磨されるんだよというふうな何かこう審議会辺りではその辺りが出なかったのか。どっかでは健全な競争とかという表現も目に付いた気がするが。

教育企画室長 まず、答申の中でそういった記述がある。その部分を再度確認させていただくが、8ページである。「通学区域の今後の在り方」で「(2)今後の見直しの方向」というのがある。下から4行目であるが、「また、他地区から多様な生徒を受け入れることによる高校内部の活性化、あるいは魅力ある学校づくりによる高校教育全体の活性化といった観点から見て、通学区域の撤廃が最も効果的だ。」というふうな表現が一つある。それから資料の方であるが、28ページを御覧いただきたいと思う。

小野寺委員 例えば、7ページの「通学区域の撤廃」というところにそういう表現がある。下から7行目である。

教育企画室長 審議会の議論の中であるが、高校側からすれば今までは学区があるということでは守られていたと、それがなくなることによって生徒側からすれば入りたい高校、高校にとっては選ばれる高校になる、ということをおっしゃっていた。選ばれる高校になるためにはやっぱりそれぞれの学校が特色を今以上に出す必要があるのではないかとといったところから、高校の活性化というのが強調されるのではないかとというふうなことである。

鈴木次長 具体的に言うと、特に地域の進学校といわれるところ辺りは、仙台に集中するのではないかとされている中で、危機感というか現実にそういうのをすぐに持つと思う。そうすると、例えば具体的な例を申し上げますと、白石と白石女子校が統合して共学化、一本化になる訳であるが、やはりそこは特にそういう仙南の地域での需要、希望にしっかり答えていきたいということで、将来単位制でもって進学をしっかりした受け皿になりたいというようなことを既に模索しており、あるいは仙台市内であれば一女高辺りも単位制をとって進学指導をきっちりやりたいというようなことを議論しており、二女高であれば一貫校ということで、それは高校が自由にできる訳ではないが、そういう同じ方向を向いた高校の中で切磋琢磨ができるということは現実に起きてくることは容易に想像できるのではないかと思います。

佐々木委員 今鈴木次長さんがおっしゃった論点だと、勿論切磋琢磨される、あるいは中核校みたいなところは切磋琢磨し合ってよりよくなる可能性を勿論秘めていると思う。だけど選ばれなかった高校も出てくるっていう可能性の方も、やはり97～98%の子どもたちが高校に行く時に、みんなが選ばれた高校に行けるとは限らない訳である。選ばれなかった高校と言ったら大変失礼で

あるが、そんなところに通わなければならなくなった子どもたちのこともやはり無視できない訳である。そうなった時に、私も今これを見たところであるが、どういうことを県の皆さんが心配しているんだろうかということで見えて一つの手がかりにしかたけであるが、やっぱり選ばれた高校、選ばれた学校の人達はいいいけれども、選ばれない学校とか選ばれない地域の学校に通う子どもたちがどうなるんだろうかという心配は出てくる。拠点校という視点はいいいけれども、そうじゃないところへの準備というのはどのように対応することができるのか。

鈴木次長 私も小委員会の議論は聞いていたが、例えば今進学というところに焦点を当てて拠点校みたいなことでここで議論されていると思うが、今後この委員会が何回か開かれる毎に色々な切り口でもって議論が展開される。今日は御報告したばかりであるので、今まで中間報告なども報告していたが、相当委員の皆さんの頭には入っていると思うが、本格的な議論はこれからというところだと思う。小委員会の議論を聞いてみると、その選び方、子どもたちなり、勿論お父さん、お母さんとも相談されて選ぶと思うが、その選び方が一つ、二つというポイントではなくて、例えば通学の仕方をどうしようとか、あるいは自分の将来どうしようか、普通科だけではなくて色々な職業高校もある訳であるので、あるいはクラブ活動をどうしようとか、自分の特色に応じてどういう進路の方向性にあるからどういう選び方をするのか、子どもたちというのはものすごく多様な選び方をすると、従って、そんなに仙台に集中する、あるいは、色々な人が言うように地域の高校が急速に衰退していくとか、そういう方向にはならないんじゃないかというのが小委員会での議論だったというふうに思っている。

委員長 それが9ページの(3)の口の「適切な進路指導」というところに書いてある。

鈴木次長 その辺のところはパブリックコメントにもそういう御意見があったことから、小委員会なり、あるいは審議会の考え方としてこういうふうにまとめている訳であるので、その辺のところのくくりは記載されている。

矢吹次長 学区がはずれるという答申をいただいた訳であるが、県教委としての一番基本的な立場は、例えば栗原地域の今学区があるが、基本的にはその中学校を卒業する子どもたちに見合った定員、高等学校の定員、それは普通高校もあり工業高校もあったりするが、その学級数は基本的には確保するということである。行かないから潰すというのではなくて、あくまでも中学生の卒業生に見合った定数を、定員を、クラス数を、科は色々な普通科もあったりいっぱいあるが、それは基本的には教育委員会としての責任だと考えているので、これは学校を潰すための目的ではない。全ての学校がある意味では意欲的に、序列も固定化してほしくない。全校切磋琢磨して動いてほしいとい

うのが我々の、審議会としての期待でもある。

9 協議事項

「県立高等学校の通学区域（学区制）の在り方について」について

（説明：教育長）

先程は審議会の答申については御説明申し上げた。今後、この答申の趣旨を踏まえて、教育委員会では「県立高等学校の通学区域の在り方について」検討し、方針を決定していただくことになる訳であるが、前回の教育委員会で御報告したとおり県内の8市町議会から公聴会の開催を求める意見書が提出されるなど、県民の意見聴取を求める声がある。

については、これから教育委員会として、この通学区域の在り方について検討していくに当たって、まず、教育委員の方々が県民の意見を聴く機会を設け、検討の参考にしては如何かと考えている。それでお手元に「学区制に関する意見聴取会」の開催要領（案）をお示ししているが、詳しい内容については教育企画室長から説明申し上げます。

（説明：教育企画室長）

「学区制に関する意見聴取会」の開催概要、たたき台を作ってみた。

一つは、開催期日及び開催場所であるが、学区の地区単位の4か所で開催する。ただし、中部北、南は一か所にまとめたということである。会場、期日はここに記載のとおりであるが、南部は大河原町で大河原合同庁舎、1月14日日曜日の午前、それから中部地区については県庁の講堂で同じ日の午後、それから北部については大崎合同庁舎で1月21日の日曜日午前、東部地区については石巻合同庁舎で午後ということである。

それから開催方法である。まず、意見の発表であるが、意見発表者は県内に住所を有する方。それから発表者は公募により募集し、募集期間内に申出のあった方から抽選で選定する。それから選定に当たっては、答申、今日御報告した答申に賛成、反対の立場から原則として同数を選定する。ただし、申出の数によるので同数を選定できないときはこの限りではない。それで発表者であるが、各会場とも6人以内。それから発表時間は10分以内、10分であると6人で1時間かかる。それから意見発表後、教育委員会委員から、意見発表者に対して質問する時間を設ける。それで全体的な時間は2時間以内位を目処に考えている。出席者は教育委員の方々。それから傍聴人であるが、会場の都合もあるので、それぞれの会場の規模に応じて傍聴を受け付ける。ただし、傍聴席からの質問は受け付けないというふうにしたいと考えている。

それから意見発表者の募集であるが、本日ここで決めていただいた後にであるが、12月1日から22日、約1ヶ月弱であるが、募集を行ってその際には100字程度の意見の概要書を提出していただくというふうに考えている。意見聴取会の開催案内、これについては、新聞、ラジオ、それから県のホームページ、関係機関への案内ということで周知したいというふうに考えている。

次の資料の開催要領であるが、今申し上げた内容を整理したものである。まず趣旨、これについては、学区の在り方について検討するに当たって広く県民の意見を聴くということである。それから開催場所、開催の周知、意見発表者、それから選定方法、議長、これは委員長にお願いしたいと思っている。それから発表の順番、当日決める。それから傍聴、最後、概要の作成、それからこれを公表する。といった要領で開催してはどうかというふうに考えている。

以上である。

委員 長 色々なやり方があると思うが、これだとどちらかという色々な学会におけるシンポジウムとかワークショップ，そういう形式である。

佐々木委員 こういう形式であると署名簿にあるような要望には添う形になるのか。このような要望に応えるようなものとして考えているのか。

教育企画室長 直接県民の方の御意見を聴く，あるいは双方向の意見交換みたいな場を作っていたきたいというふうなことであるので，添うものではないかというふうに考えている。

委員 長 全くの抽選でこれは選ぶということか。

教育企画室長 そうである。そういうことになっている。

委員 長 教育委員会としての意見というのはその時は勿論言わない訳で，こちらからお話になった内容で分からない点とか疑問点を質問するという形でいくことになると思う。当然，ワークショップなんかのように特に結論は出ないということである。

教育企画室長 あくまでも広く県民の方の意見を聴くというのが目的である。

小野寺委員 見直しの問題は幅が広く大きいと思う。影響等があると思うので，しかも賛否両論があって懸念事項が指摘されている中で早急に結論を急ぐことは将来に禍根を残すような気がするので，こうした状況の中では県民の方々の理解を得られるようにしかるべき手続は踏まなければいけないのではないかと。従って，今の提案に賛成するということである。

櫻井委員 県民の意見をこのように私たち教育委員が目の前に行って生の声を聴くという機会は，私が委員になってからは初めてのことなので，大変いいことだと思う。やはり顔を見て意見を聴くという姿勢，それから私たちも知らないことを質問してもっと知るということは，決定するに当たってとても大事なことだと思うので，大賛成である。

山田委員 私もどうしても地元の意見だけが耳に入ってくるが，やはり他の地区の意見も聴きながら最終的に判断できればいいと思っているので，この案でいいと思う。

委員 長 これで進めることとする。私も及ばずながら司会を務めさせていただく。

佐々木委員 「傍聴人からの質問は受け付けないこととする」というのがこの要項に載っているが，どういうことか。

委員 長 これは多分一人受け付けると他もということで延々と続くことになり混乱するということがあるので，それで原則として受け付けないということである。

佐々木委員 こういうものはそのような形式になっているのか。

教育企画室長 これは決めようだとは思いますが，そのものにもよるが今回の場合は各地区に行くので6名の賛成反対の立場から意見を聴く，そういったやり方でいいのではないかというふうに考えている。

佐々木委員 　私は、時間はある程度決まっても仕様がなくて、ある程度の意見とかのやりとりとかを聞いていると、今まであまりそういう意見が自分としては形になっていなかった方達が「あーそうだ、こういうこともちょっと疑問だ」とか、「こういうことも心配だ」とか、そういうことが出てくる可能性があると思う。それをその場で聴いておかなかつたらまた改めて聴く機会を持たなければならなくなってしまうので、折角するのであればそれに答えられるとかそういうこととはまた別として、受けるという姿勢はその場でしてしまう方が一遍で済むといったら申し訳がないが、またそれに応じてまた色々出てくる。受け入れられるものはみんなその時に出るものはみんなできるだけ出していただくという方が、手続き上いいんじゃないかなあという気もしてしまうがどうか。

教育企画室長 　6人以外にも色々な意見があると思う。実際に8月から9月に広くパブリックコメントを実施させていただいた。広く県民の皆さんの御意見をお聴きしている。それから傍聴された方もそれは確かに意見があると思うし、話を聞いて「なるほどなあ」と思う方もおられるかもしれないが、ただこの趣旨は4か所で賛成反対の両方の立場から十分に2時間もあれば意見は聴けると思うので、あとはたぶん傍聴されなかった方だって沢山新聞あるいはテレビを見て意見も出る方もおられると思う。そこはその場では意見聴取することは控えたいと思うが、何らかの形でそれは可能だと思っている。

佐々木委員 　手続が何回にもなってしまうので、折角そういう場面に行ったら別にそこでディスカッションをしようという訳ではない。出てくる意見はできる限り沢山吸い上げるといいう方がその目的には合っているような気もしてしまう。わざわざそこで燻らせたままにしてしまう必要もないんじゃないかという気がする。

鈴木次長 　そういう意見は確かにあると思う。ただある適度限られた時間の中でまとまった意見を聴くとすればこういうルールを作って賛成反対の意見を聴取すると、お一人10分位ずつ言ってもらうのでそれで1時間位は、しゃべりっぱなしだけで1時間である。たぶんそこにこちらの方の説明の時間、こういう答申がなされましたという周知する機会にもしたいと思っている。それは傍聴の皆さんも意識した対応であるが、そんなことで考えると2時間位の時間かなあと思っており、たぶん傍聴された方々の自由な発言ということになると恐らく委員の皆さんがどういう意識でお聴きになるか分からないが、賛成反対の意見を同じように公平にお聴きした方が判断の材料にはなるかと思うし、傍聴は量的にも時間的にもコントロールできなくなるかなあと思う。

佐々木委員 　コントロールということが問題なんじゃないのか。

鈴木次長 　時間の範囲内である。

佐々木委員 　今すごく問題になっている。一般の意見を聴くというところでコントロー

ルされたとか準備されたということに一般の方達は懸念を持つ訳であるから、やっぱりその場で出た意見はある程度伺っておくという方が姿勢としてはいいんじゃないかなあと思う。もしそれなら準備した文書だけ出していただくなり、その方達だけがお集まりになる席でお話すれば済むことである。それを受けないで準備されたものだけってなるとやっぱり一般の人達は例のやらせミーティングのようなイメージを抱いてしまう可能性があるんじゃないか。

委員 長 限られた時間の中でまずはそういう発表をして、原則として質問は受け付けないということで、時間が例えば3分位余ればお一方位どうぞということになる。

矢吹次長 実際は発表された方に御質問をされる。その時間が一人15分なのか、10分発表されて5分質問、10分質問になるか分からないが、そうすると6人の方となると結構な時間になる。

委員 長 こういうことは延々といつまでも続くような話になる訳であるので、効果的にやるためにはちゃんとスケジュールを決めてやらないと駄目である。これは原則として受け付けないということで、これは司会がやるので、「時間になりましたので、色々御意見があると思いますけれども今日は」ということで、これは仕方がないことである。デスマッチをする訳にはいかない。

鈴木次長 我々とすれば委員の先生方ほとんど全員が会場にお出でになるということ想定した場合に、今こういう日程を組んで午前、午後と移動しながらということを考えているが、そんなことだと大体移動の時間も含めると2時間位かなあというふうに思っており、佐々木委員がおっしゃるとおり2時間の範囲の中でそういうやり方もあるという御意見も当然出てくると思うので、そこは先生方でお決めいただいて結構だとは思う。事務局でコントロール申し上げる話でもないと思うので、基本的に先生方の進め方である。

小野寺委員 2時間という設定、これは1日2箇所であれば2時間位が妥当である。事務局の方からも説明が20分位あるので、そうするとあまり残り時間がない。だから私は委員長さんが司会をなさる訳であるが、もし時間があればというのは失礼であるが、そういう場合は2時間の範囲内であれば、佐々木委員の意見を取り入れて受け入れては如何か。

委員 長 こういう要領も作ってもらったが、要領は案としてはこれでいいか。「意見聴取は原則として受け付けない」ということにしてそこだけ訂正してほしい。

本日はここまでの協議とする。

10 閉 会 午後2時9分

平成18年12月20日

署名委員

署名委員